







本網は、春日市商工会の他、国・福岡県・春日市が事業者の皆様向けに提供する主な支援制度の概要をまとめたものです。春日市の事業者の皆様、下記事項にもご留意の上、ぜひ経営の参考資料としてご利用ください。



- ※ 本紙は、春日市商工会ホームページにて随時更新いたします。（問い合わせ先等の URL は変更される場合があります。）
- ※ 制度の内容等は更新されることがありますので、ご利用の際は関連機関に直接お問合せください。
- ※ 本紙には商工会にお問合せの多い制度を中心に記載しており、制度全部を網羅したものではありませんので、ご承知おきください。
- ※ QRコードが読み取りにくい場合は、上下のQRコードを隠してください。

1 給付金【返済不要】要件を満たした場合1回に限り支給			
No.	制度名・対象者	制度の概要	詳細確認（専用サイト等）
現在、給付金制度はありません。			

2 助成金【返済不要】要件を満たした場合に支給			
No.	制度名・対象者	制度の概要	詳細確認（専用サイト等）
2-① 	雇用調整助成金（国） ・雇用保険の適用事業主であること。 ・売上高又は生産量などの事業活動を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて10%以上減少していること等。	雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業、教育訓練、出向に要した費用を助成する。	福岡助成金センター 第二庁舎 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page/07_20200515.html TEL：092-402-0573
2-② 	働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）（国） ・労働者災害補償保険の適用事業主であること。 ・交付申請時点で、「成果目標」1から3の設定に向けた条件を満たしていること。 ・全ての対象事業場において、交付申請時点で、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。	生産性を向上させ、時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成 ・次の成果目標の達成状況に応じて最大730万円まで助成 ①60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減 ②年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。 ③時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ、交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか1つ以上を新たに導入すること。 ・交付申請期限 R6.11.29 終了 ・事業実施期間 R7.1.31 ・支給申請期限 R7.2.7	福労働局 雇用環境・均等部企画課 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html TEL092-411-4717
2-③ 	業務改善助成金（国） ・中小企業、小規模事業者であること ・事業内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること ・解雇、賃金引下げなどの不交付事由がないこと	・業務改善助成金は、事業内で最も低い賃金（事業内最低賃金）を30円以上引き上げ生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成。 ・引き上げ額、引き上げる労働者数に応じて助成上限額・助成率は変動 ・申請期限 R7.1.31 まで延長（必着） ・事業完了期限 R7.2.28 まで延長	福労働局 雇用環境・均等部企画課 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html#jGrants TEL092-411-4717 令和6年度 業務改善助成金のご案内 https://www.mhlw.go.jp/content/1120000/0/001362708.pdf

3 補助金【返済不要】申請後、審査があり採択（＝合格）した方に事後的に支給			
No.	制度名・対象者	制度の概要	詳細確認（専用サイト等）
3-① 	小規模事業者持続化補助金【一般型】（国） 販路開拓の取組みを行う小規模事業者 ※従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下	・対象経費の2/3（上限原則50万円） ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3/4 ・上限が100万円、200万円の特別枠あり ・計画書を作成・申請し、審査の上決定 ・公募時期・詳細等については未定	中小企業庁 中小企業対策関連予算 https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html ※補助金事務局等については未定

3 補助金【返済不要】申請後、審査があり採択（＝合格）した方に事後的に支給			
No.	制度名・対象者	制度の概要	詳細確認（専用サイト等）
3-② 	事業再構築補助金（国） ①事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること ②事業計画について認定経営革新等支援機関や金融機関の確認を受けること ③補助事業終了後 3～5 年で付加価値額の年平均成長率 3～5%（申請枠により異なる）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年平均成長率 3～5%（申請枠により異なる）以上増加の達成	・成長分野進出枠（中小企業・従業員数 20 人以下） ①取組む事業が、過去～今後のいずれか 10 年間で、市場規模が 10%以上拡大する業種・業態に属していること。 ②事業終了後 3～5 年で給与支給総額を年平均成長率 2%以上増加させること。 ・対象経費の 1/2（100 万円～1,500 万円） ・その他類型あり、電子申請のみ ・計画書を作成・申請し、審査の上決定 ・第 13 回公募期間：R7. 1. 10～R7. 3. 26 18 時 ※第 13 回公募では事前着手制度は廃止 ・事業再構築補助金は第 13 回公募で終了	事業再構築補助金事務局 https://jigyousaikouchiku.go.jp/ コールバック予約システム https://jigyousaikouchiku.go.jp/callback.html
3-③ 	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（国） 中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援 ※①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近 5 年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30 円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員 21 名以上の場合のみ）の基本要件を満たす必要有 ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみ	・製品・サービス高付加価値化枠：対象経費の 1/2（中小企業）または 2/3（小規模・再生）（上限 750 万円～2,500 万円） ・グローバル枠：対象経費の 1/2（中小企業）または 2/3（小規模）（上限 3,000 万円） ・補助率や上限に関する特例有 ・計画書を作成・申請し、審査の上決定 ・19 次公募期間：R7. 2. 14～R7. 4. 25 17 時	ものづくり補助金総合サイト https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html TEL：050-3821-7013 Mail：kakunin@monochojo.info
3-④ (QR コードは 3-③)	事業承継・M&A 補助金（国） 中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、事業承継に際しての設備投資や、M&A・PMI の専門家活用費用等を支援	・対象経費の 1/2 または 2/3（150 万円～1,000 万円）※支援枠によって補助率・上限は異なる ・事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI 活用枠、廃業・再チャレンジ枠の 4 種類 ・補助率や上限に関する特例有 ・計画書を作成・申請し、審査の上決定 ・公募時期・詳細等については未定	中小企業庁 中小企業対策関連予算 算 https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html ※補助金事務局等については未定
3-⑤ (QR コードは 3-③)	中小企業新事業進出補助金 既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援 ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近 5 年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30 円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の要件を満たす必要有	・対象経費の 1/2（750 万円～7,000 万円） ※従業員数によって上限金額は異なる ※上限に関する特例有 ・計画書を作成・申請し、審査の上決定 ・公募時期・詳細等については未定	中小企業庁 中小企業対策関連予算 算 https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html ※補助金事務局等については未定
3-⑥ (QR コードは 3-③)	中小企業成長加速化補助金（仮称） 売上高 100 億円超の中小企業を恒常的に創出するため、売上高 100 億円を目指す中小企業への設備投資支援や、中小機構による多様な経営課題（M&A・海外展開・人材育成等）への支援 ※①投資額 1 億円以上②「売上高 100 億円を目指す宣言」を行っていること③その他、賃上げ要件等を満たす必要有	・対象経費の 1/2（上限 5 億円） ・計画書を作成・申請し、審査の上決定 ・令和 7 年 3 月 第 1 回公募要領公開予定	中小企業庁 中小企業対策関連予算 算 https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html ※補助金事務局等については未定
3-⑦ 	IT 導入補助金（国） 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する 対象となる IT ツール（ソフトウェア、サービス等）は事前に事務局の審査を受け、補助金 HP に公開（登録）されているもの	・通常枠（業務プロセスが 1～3 つ）：対象経費の 1/2（5 万円～150 万円） ・通常枠、複数社連携 IT 導入枠、インボイス枠（インボイス対応型）、インボイス枠（電子取引型）、セキュリティ対策推進枠の 5 種類※支援枠によって補助率・上限・締切日は異なる ・募集期間：令和 7 年 3 月 31 日～（予定） ・1 次締切：令和 7 年 5 月 12 日（予定）	IT 導入補助金 2025 https://it-shien.smrj.go.jp/ TEL：0570-666-376
3-⑧ 	中小企業省力化投資補助金 中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援。 ①カタログに登録された製品が対象のカタログ注文型 ②個別の事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等が対象の一般型 ※労働生産性・賃上げ等の基本要件等を満たす必要有	・対象経費の 1/2（上限 200 万円） ・補助上限 200 万円（従業員 5 名以下） ※類型・従業員数等によって補助率・上限額は異なる ・申請期間 随時受付中	中小企業省力化投資補助事業 コールセンター https://shoryokuka.smrj.go.jp/ TEL：0570-099-660

3 補助金【返済不要】申請後、審査があり採択（＝合格）した方に事後的に支給			
No.	制度名・対象者	制度の概要	詳細確認（専用サイト等）
3-⑨	 中小企業経営革新・賃上げ緊急支援補助金 深刻な人手不足や物価高の中、中小企業者の経営向上を図ることで持続的な賃上げにつなげるため、経営革新計画に基づく「新事業活動」に必要な経費を補助 ①福岡県による経営革新計画の認定が必須 ②補助事業終了時までには事業場内最低賃金を時間給換算で30円以上引き上げること	<ul style="list-style-type: none"> 対象経費の2/3（上限100万円） ※経営革新計画の申請および補助金の申請に係るスケジュールや提出先、補助対象経費については、未定 	【令和6年度2月補正】中小企業経営革新・賃上げ緊急補助金 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/chinage-r6.html
3-⑩	 省エネ・非化石転換補助金 エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、企業の投資を後押し	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業所型（中小企業投資促進枠）：対象経費の1/2※投資回収年数が5年未満の事業は1/3（上限15億円） 省エネ要件を満たす必要あり 投資回収年数が3年以上であること 公募時期・詳細等については未定 	更なる省エネ・非化石転換・DRの促進に向けた政策について https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_ene_rgy/pdf/047_00_04.pdf ※補助金事務局等については未定

補助金・助成金の『勧誘』や商工会の名をかたった『詐欺』にご注意ください

補助金・助成金の商工会の名をかたった詐欺行為と思われる情報も寄せられていますので、お知らせいたします。





具体的には、電話やメール、事業所訪問などにより、「春日市商工会から業務委託された者とかたり、申請手続きの代行をしますので書類を送付してください。」「経営コンサルタントを名乗る事業者から、〇〇万円をキャッシュバックしますので、当社を通じて補助金申請しませんか」（勧誘はこの言葉に限りません）といった勧誘を行うものです。

弊会はこのような勧誘とは一切関係がありません。また、**給付金や補助金申請手続きにおいて弊会が第三者に業務委託することは一切ありません。**他の商工会や厚生労働省でも同様の事例が発生しており、不正受給が判明した場合は、代理人が不正を行った場合でも依頼した事業主自身が、不正受給を問われる可能性もありますので、くれぐれもご注意ください。

※補助金利用時の注意点（現在、お問い合わせが非常に増えております）

- 補助金は、原則として設備投資や販売促進費用などかかった費用の一部を事後的に補助するものです。補助の対象となる経費は補助金毎に異なります。また、事前に給付されるものではありません。
- 申請にはそれぞれの補助金制度で異なる申請書（事業計画書）をご自身で作成いただく必要があります。商工会において作成のサポートをさせていただくことができますが（一部補助金除く）、作成を代行することはできませんのでご注意ください。
- また、それぞれの補助金制度ごとに申請締切日が設けられています。申請書作成には一定の期間を要しますので、活用をご希望の場合はお早めにご相談ください。締切日の直前にご相談いただいても、お受けできない場合がございますので、ご了承ください。


4 融資制度【返済必要】			
No.	制度名・対象者	制度の概要	問合せ先
4-①	 一般貸付（日本公庫） 事業を営むほとんどの方	<ul style="list-style-type: none"> 融資限度額 4,800万円（特定設備資金7,200万円） 返済期間 設備10年以内（特定設備20年以内）、運転7年以内 金利 1.50%～（条件により変動） 	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/jiyusij_m.html TEL：0120-154-505
4-②	 緊急経済対策資金（県） ①セーフティネット保証認定者 ②知事指定災害の被災者 ③知事指定倒産等事業者の債権者 ④原材料価格等の高騰等の影響で経営の安定に支障が生じている者 ⑤危機関連保証認定者 経営改善支援型 ⑥事業再生実施関連保証（感染症対応型）の申込人資格要件に該当する者 ⑦経営力強化保証の申込人資格要件に該当する者 事業承継支援型 ⑧経営承継円滑化法に基づき、知事の認定を受けた者 ※事業承継後の会社の場合、代表者個人を含む ※NPO法人の場合、⑧は対象外 ⑨3年以内に事業承継を予定する又は事業承継後3年未満の法人であって、一定の財務要件を満たす者	<ul style="list-style-type: none"> 融資限度額 1億円（⑤は①～④、⑥～⑨とは別枠） 返済期間 10年以内（据置2年以内） 金利 1.3%、保証料率 0.25%～1.62% 	福岡県（中小企業振興課） https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r6yuushiseidoannai.html TEL：092-643-3424
4-③	 小規模事業者振興資金（県） 従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模企業者 ・融資限度額 運転5,000万円、設備8,000万円 小口零細企業保証型 ・従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模企業者 ・保証協会の保証付き融資残高が2,000万円以下の者	<ul style="list-style-type: none"> 返済期間 10年以内（据置2年以内） 金利 1.4%、保証料率 0.25%～1.62% 	福岡県（中小企業振興課） https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r6yuushiseidoannai.html TEL：092-643-3424
4-④	 春日市中小企業事業資金融資 春日市の中小企業者（個人：市内に住所または主たる事業所を有していること、法人：主たる事業所を有していること）で、保証協会の保証対象となる業種であること、市税に滞納がないこと	<ul style="list-style-type: none"> 融資限度額：1,000万円 返済期間：5年以内（融資額500万円以上の場合は7年以内） 金利：1.4%、保証料率：0.3～1.75% 完済後に保証料の補助あり 	春日市商工会（サイトは市参照） https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/shisei/nyuusatsu/shoukoushien/1003974/1003975.html TEL：092-581-1407

5 販売促進・販路開拓・取引拡大・広報 他			
No.	対象者	制度の概要	問合せ先
5-① 	かすが日和 春日市商工会会員	・会員限定の合同広告チラシで、春日市内全域に配布（43,000枚）。自社のPR・イベント情報・求人等の広告掲載にご利用を。 ・年4回発行、1回発行につき76枚（先着順） ・初回募集時に限り、年間契約受付予定（枠数に限りあり） ・1枚11,000円で1度に8枚まで掲載可能 ※今年度の募集は終了しております。次年度につきましては、商工会からの案内をご確認ください。	春日市商工会 http://kasuga21.com/pdf/kasuga_biyorori_202411.pdf ※過去分をご覧いただけます TEL：092-581-1407
5-② 	春日市商工会LINE公式アカウント 対象者に制限は無し	LINEお友だち登録をしていただいた方に、当会主催の事業（交流会、セミナー）、経営・金融支援などのサービス、国・県・市の事業所向け施策の情報をご案内いたします。ぜひご登録ください。	春日市商工会 http://kasuga21.com/12024 TEL：092-581-1407
5-③ 	お仕事マッチング事業 春日市商工会会員	春日市商工会会員間の取引・事業連携マッチング。事業のパートナーや案件毎の発注先を探している会員の皆様に対し、対象となる会員事業者紹介を行いますので、商工会までお申込みください。 ※お仕事依頼があった場合に受注を希望される方や商工会の発注案件に対する受注を希望される方は事前登録をお願いします。	春日市商工会 http://kasuga21.com/10937 TEL：092-581-1407
5-④ 	ザ・ビジネスモール 春日市商工会会員	ザ・ビジネスモールは、日本全国560団体以上の商工会議所・商工会で共同運営する「会員限定」の商取引支援サイト。 ※運営事務局は大阪商工会議所に設置しています。 ※登録無料ですが、一部有料メニューもあります。	春日市商工会 https://www.b-mall.ne.jp/ ※URLはビジネスモールの専用サイトです。 TEL：092-581-1407

6 商工会の専門家相談（各分野の専門家による無料の個別相談）

- ①中小企業診断士「経営相談窓口」
- ・中小企業診断士による経営相談窓口を1カ月あたり延べ10日間の日程で開設しています。（相談は、概ね1時間から1時間30分程度です。）
 - ・完全事前予約制・相談無料ですので、事前にお電話（581-1407）にて、ご予約ください。
- ＜相談例＞
- ✓ 新事業展開を考えており、アイデア出しを手伝ってほしい。
 - ✓ 今後のために事業計画書を作成したい。
 - ✓ 補助金を活用したいが、どの制度が向いているか。
 - ✓ 作成した補助金の申請書にアドバイスが欲しい。
- ※なお、本相談窓口では、補助金・助成金申請書の作成代行依頼は一切受け付けておりませんので、ご注意ください。
- ②弁護士「よろず法律相談」
- ・提携弁護士（春山法律事務所）による無料の法律相談会を実施しています。
 - ・原則として、毎月第1水曜日午後1時～ 場所は春日市商工会会議室です。
 - ・定員6名（先着順）で、相談時間は1名あたり約20分～30分です。
 - ・申込は常時受け付けています。お電話にてお申込みください。先着順のため、定員に達している場合は、お受けできませんのでご了承ください。
 - ・一般の方もご相談可能ですが、お電話での申込みは受け付けておりません。相談日当日に商工会にお越しください。（午前8時30分より受付開始）
- ※なお、商工会員の皆様に、お電話での法律相談も無料で実施しています。春日市商工会までご連絡ください。
- ③「デジタル化応援隊」の派遣
- ・県連合会を通じてITに詳しい人材を派遣し、スマホやパソコン、インターネットなどの基礎的な操作や知識をお教えします。
 - ・スマホやメールの操作が分からない、ネットの販売サイトに登録したい、補助金申請のためのIDを取得したい、キャッシュレスの設定をしたいなど、“デジタル化”にお困りの方はぜひご利用ください。

※ 上記以外にも商工会の職員である経営指導員・経営支援員が随時相談をお受けいたします。
 ※ 担当者不在や会議等により、ご迷惑をおかけする場合がありますので、ご相談の際はできるだけ事前のご連絡をお願いします。

 春日市商工会 <small>KASUGA CITY SOCIETY OF COMMERCE AND INDUSTRY</small>	〒816-0825 福岡県春日市伯玄町2丁目24番地
	TEL:092-581-1407 FAX:092-575-0702 http://www.kasuga21.com

～～～ ここでご紹介しました制度の詳細やその他の精度については、以下のサイトからもご確認できます。 ～～～

	経済産業省ミラサポ plus https://mirasapo-plus.go.jp/		九州経済産業局（中小企業支援） https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/chusho/index.html
	福岡労働局（各種助成金制度紹介） https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin/joseikinichiran_00013.html		
	福岡県（中小企業） https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/4/32/		春日市（商工支援） https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/shisei/nyusatsu/shoukoushien/index.html